

## □■養成所ニュースプラス第 32 号 2023□■

いよいよ年の瀬です。年末年始が通常勤務の方も、連休となる方も日々の勉強は続けてください。年が明ければ、試験 1 ヶ月前になります。集中して暗記に取り組む段階になります。年明けから Plus Column を再開し、直前の勉強法や当日の準備についてもお伝えしていきます。

アウトプットと得点の積み上げのために、これまで第 30～32 回国家試験問題から中位の難易度の問題を取り上げてきました。今回でひと区切りとし、年明けからは人物に関する問題を取り上げます。

今回は、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（現、児童・家庭福祉）から児童相談所の問題、「更生保護制度」（現、刑事司法と福祉）から更生保護の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz . . . . .

【第 32 回問題 142】児童相談所の設置及び業務に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 都道府県及び政令指定都市・中核市は、児童相談所を設置しなければならない。
2. 児童相談所長が行う一時保護は、保護者の同意なく 1 か月を超えてはならない。
3. 児童相談所長は、児童本人の意に反して一時保護を行うことはできない。
4. 児童相談所長は、児童等の親権者に係る民法の規定による親権喪失の審判の請求を行うことができる。
5. 管理栄養士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

【第 32 回問題 147】保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 保護観察は、保護観察対象者の居住地を管轄する保護観察所が行う。
2. 保護観察の対象者は、自らの改善更生に必要な特別遵守事項を自分で定める。
3. 保護観察処分少年の保護観察期間は、保護処分決定の日から、原則として 18 歳に達するまでの期間である。
4. 保護観察の良好措置として、仮釈放者には仮解除の措置がある。
5. 保護観察の不良措置として、少年院仮退院者には退院の措置がある。

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info . . . . .

・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191963&c=3246&d=99c7>

## ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191964&c=3246&d=99c7>

・令和5年12月8日に、第36回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191965&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

現在は、「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の一部と「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」のオンデマンド動画が視聴可能です。また、12月20日（水）に国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191966&c=3246&d=99c7>

※「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」については、申し込みが完了し受講確定通知を受けた方に限り視聴が可能です。

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191967&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191968&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191969&c=3246&d=99c7>

-----  
〔年末年始の休業について〕

下記の日程で通常業務を休業いたします。

ご不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

なお、お問い合わせいただいた内容等につきましては、1月5日（金）以降、順次ご回答いたします。

<休業期間>

2023（令和5）年12月29日（金）～2024（令和6）年1月4日（木）

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1191970&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

養成所ニュースプラス第24号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

#### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」は、中項目の「児童・家庭の福祉需要」「児童福祉法の概要」「児童相談所の活動の実際」が5年連続出題され、「児童虐待防止法の概要」「母子保健法の概要」もこの5年間で4回出題されています。

子どもの出生数は減り続け、児童虐待件数は増え続けています。新しい動きとしては、2022(令和4)年に、こども家庭庁設置法とこども基本法が公布され、2023（令和5）年4月から施行されました。念のため、概要を確かめておきまし

よう。

【第 32 回問題 142】

1. ×児童相談所は都道府県や政令指定都市に設置しなければなりません、中核市は必置ではなく、実情に応じて設置可能と規定されています。2017（平成 29）年からは特別区も設置が可能となりました。
2. ×児童福祉法では、一時保護は原則として 2 ヶ月を超えてはならないと規定されています。ただし、児童相談所長又は都道府県知事が必要を認めるときは、継続して一時保護を行うことができます。
3. ×子どもの福祉を阻害すると認められる場合には、子どもや保護者の同意がなくても一時保護を行うことがあります。原則は子どもや保護者の同意を得て行う必要があり、同意を得られるよう努力する必要があります。
4. ○子どもの最善の利益を保障するために、児童相談所長名で親権喪失の審判の請求を行うことができます。請求は、父母を指導しても親権の乱用等により子どもの利益を著しく阻害する場合に行われます。
5. ×児童相談所運営指針には、管理栄養士の配置は規定されていません。指針では、所長、次長及び各部門の長のほか、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司、心理療法担当職員等の職員配置を標準としています。

「更生保護制度」は、大項目の「更生保護制度の概要」における中項目の「保護観察」と、大項目「医療観察制度の概要」が頻出です。「誰が」「誰に」「何を」実施するのかを意識して問題にあたってください。また、2021（令和 3）年の「少年法等の一部を改正する法律」の改正内容は目を通しておきましょう。

この科目は、「就労支援サービス」と合わせて 1 科目群として扱われます。2 科目 4 問ずつのうち 1 問は確実に解答することが求められています。

【第 32 回問題 147】

1. ○更生保護法第 60 条には「保護観察対象者の居住地を管轄する保護観察所がつかさどる。」とあります。住居がないか明らかでないときは、現在地又は明らかな最後の居住地もしくは所在地を管轄する保護観察所が保護観察を行います。
2. ×保護観察対象者が守るべき遵守事項には、全員が守らなければならない一般遵守事項と特に必要と認められる場合に法の範囲内で定められる特別遵守事項があります。これは自分で定めるのではなく、保護観察処分少年、保護観察付執行猶予者は保護観察所長が、少年院仮退院者、仮釈放者は地方更生保護委員会が定めます。
3. ×保護観察処分少年の保護観察期間は、原則 20 歳に達するまで、または 20 歳に達するまでの期間が 2 年に満たない場合は 2 年間になります。
4. ×仮釈放者に対する良好措置は、不定期刑の終了です。保護観察の仮解除は保護観察付執行猶予者に対しての措置です。保護観察処分少年に対する良好措置は、解除及び一部解除と規定されています。
5. ×保護観察中に遵守事項違反や再犯等があった場合は不良措置が取られることがあります。少年院仮退院者には、地方更生保護委員会が家庭裁判所に少年院への戻し収容の申請をすることができます。少年院の退院は、少年院仮退院者への良好措置になります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus